

今後の「法曹人口」のあり方について

委員（三鷹市長） 清原 慶子

*本日は市議会予算審査特別委員会が開催の為、会議に出席できませんので文書を提出します。検討過程においてご反映いただければ幸いです。

1. 法曹養成制度の検討における「法曹人口」の規模が持つ重要性

近年、法科大学院への「法曹志願者の減少」が続き、「法科大学院の統廃合」に向けた議論や司法試験合格後の法曹有資格者の「就職難」が顕在化するなど、法曹養成についてマイナスとなるイメージが目立っています。このような状況下において、本検討会議には、潜在的な法曹志願者を含めて幅広い法曹志願者に対して法曹の未来への希望をもっといただけるような、そして、安心して法曹を目指していただけるようなメッセージを発信することが重要な役割として期待されていると思います。

そこで、これまで課題別に検討が重ねられてきましたが、特に、「法曹人口」をどのくらいの規模に設定するかは、基本的かつ根幹的な課題であると認識しています。すなわち、「法曹人口」の規模は「司法試験合格者数」の設定と結びつき、「法科大学院の定数」とも結びつく重要な課題であり、その規模の修正については、極めて慎重に、丁寧に、この検討会議での多角的な検討がなされるものと思います。したがって、その検討を踏まえ、政府が最適な判断をすることを期待します。

2. 「法曹人口」のあり方について考える際の代表的な論点

(1) 法曹養成課程が持つ時間的、経済的要因の負担がもたらす問題点の顕在化

現在、法曹志願者は大学を卒業してから法科大学院を2年または3年かけて修了し、一定期間をかけて司法試験を受験し、合格した後も1年間は司法修習を経なければ法曹として活動できません。この間の時間的長さに加え、高額の学費や生活費の経済的負担も大きな問題点となっていることはこれまでの検討から再確認されています。

このように法曹志願者は、時間的にも経済的にも投資をすることが必要であり、それをしたとしても、約2,000人規模の司法試験合格者を輩出している現状においては、司法修習を修了しても決して少数とは言えない者が法曹として活躍できずにいます。そして、いわゆる「即独」や「軒弁」といった不安定な就業形態での活動を余儀なくされていると聞いています。こうした状況が流布されてきている為、将来への希望を持って法曹への途を選択する志願者が減少傾向となっていることが問題点として指摘されます。

(2) 就職難の深刻化

統計によれば、司法制度改革によって、法曹人口は過去10年間に、2万2,623人から3万6,777人へと約1.6倍もの急増をしています。増加した大部分は弁護士となっているようです。本来、法曹への需要が期待されての司法制度改革であったはずですが、治安状況の変化による刑事事件

の減少傾向を含めて、その需要は期待されたほど伸びていないようです。国も一定の法曹有資格者の採用を進めているようですが、仮に弁護士になっても仕事に就けないとか、そもそも弁護士登録を諦めている人も少なからず存在するとのこと。需給のミスマッチが、いわゆる「就職難」や不安定な就業形態を生んでいることが問題です。

具体的には、本検討会議でも「活動領域の拡大」についての検討が重要な課題として位置づけられていることに表れているように、企業や地方自治体での法曹有資格者の採用は依然として進んでいないことは課題です。そこで、今後とも「活動領域の拡大」について、関係者が結集して、潜在的な需要を顕在化させる取組みの強化が望まれます。

3. 「法曹人口」の規模の見直しの必要性

こうした状況の中で、法科大学院を中核とする法曹養成制度が社会的信頼を回復して安定的に運用されるためには、法科大学院を修了した者のほとんどが司法試験に合格するようにするとともに、法曹として社会で活躍できるようにすることが重要です。そのことが、意欲が高く、適性のある法曹志願者の確保に向けて、現状の法曹志願者の減少に歯止めをかけることになると考えます。

ここで、具体的な規模が課題になってきます。この間、司法修習過程での経済的な側面での公的支援の見直しなどもあって、法科大学院の入学者はすでに平成24年度は3,150人、そして平成25年度は3,000人をかなり下回るだろうと予測されています。このまま減少傾向が続いていけば、目標数値を意識的に減らさなくても、自然に減っていくことになるかもしれません。しかしながら、法曹養成制度をよりよくしていくためには、この機会にしっかりと意識的に目標数値を再設定し、「法曹のプロセス養成の質」を高め、優秀な「人財」を養成していく方向性を示すことが不可欠です。

「司法試験合格率」の実態や「就職難」の状況を考慮するならば、現時点での司法試験合格者が約2,000人であることをどのように評価するかが重要です。私は、検討会議の当初、まずは現在の約2,000人の合格者がいることを尊重する必要があると問題提起しました。そのための一つの方向性として、私は、現在の「就職難」に表れているような法曹需要の実態に基づく必要があるとともに、司法試験合格者数や低い合格率の現状を見極めつつ、法曹人口を3,000人とする当初の目標については見直して、それに応じて法科大学院の総定員についても適切に再設定していくことが求められていると考えます。

さて、司法試験受験者はこの間の法科大学院の入学者数の減少を反映して、今後数年間で減少していく見込みなので、合格率が現状の動向であるならば、現在の2,000人という規模を下回ることが想定されます。そこで、言うまでもなく法科大学院の学生に対しては合格率を上げるような質の高い教育の向上を期待します。また、今後、法科大学院の適切な統廃合と定員削減がなされることで、「法曹のプロセス養成の質」が高められることが重要です。合格率が上がらないと、有為の法曹志願者が減少傾向であるという、言わば悪循環から逃れられないことを危惧します。

他方で、現在の2,000人で生じている法的需要の少なさや就職難等の状況を考慮すると、法曹人口の規模を2,000人以下にするという方向性も検討課題とされるでしょう。検討会議での議論を経て、現状よりも減らす方向性が出されるならば、法曹人口の規模を実質的に表すことになる毎年の司法試験合格者の減員については、数年間かけて、段階的に進めていく「激変緩和」の必要であることは留意すべきです。

以上